

令和元年10月（第3回）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日（10月16日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	7
一般質問	8
管理者提出議案の上程及び説明	13
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	15
議案第7号の説明、質疑、討論、採決	16
議案第8号の質疑、討論、採決	18
議会行政視察研修の実施について	22
閉会中の継続審査の件	23
管理者挨拶	23
閉 会	24

埼玉中部環境保全組合告示第4号

令和元年10月（第3回）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年10月9日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和元年10月16日（水）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第7号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）
- 3) 議案第8号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	芝	寄	和	好	議 員	2 番	金	澤	孝 太 郎	議 員
3 番	織	田	京	子	議 員	5 番	田	中	克 美	議 員
6 番	中	野		昭	議 員	7 番	湯	沢	美 恵	議 員
8 番	松	島	修	一	議 員	9 番	渡	邊	良 太	議 員
1 0 番	島	野	和	夫	議 員	1 1 番	尾	崎		豊 議 員
1 2 番	神	田		隆	議 員	1 3 番	岩	崎		勤 議 員
1 4 番	内	野	正	美	議 員					

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和元年10月（第3回）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和元年10月16日（水曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第8号の質疑、討論、採決
- 第11 議会行政視察研修の実施について
- 第12 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	芝 寄 和 好	議員	2番	金 澤 孝 太 郎	議員
3番	織 田 京 子	議員	5番	田 中 克 美	議員
6番	中 野 昭	議員	7番	湯 沢 美 恵	議員
8番	松 島 修 一	議員	9番	渡 邊 良 太	議員
10番	島 野 和 夫	議員	11番	尾 崎 豊	議員
12番	神 田 隆	議員	13番	岩 崎 勤	議員
14番	内 野 正 美	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	宮 崎 善 雄 君
副 管 理 者	原 口 和 久 君
副 管 理 者	三 宮 幸 雄 君
代表監査委員	矢 島 義 幸 君
会 計 管 理 者	栗 林 一 之 君
事 務 局 長	成 井 治 久 君
総 務 課 長	大 野 猛 君

○職務のため出席した事務局職員

書 記	小 山 剛 史
-----	---------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○渡邊良太議長 それでは、ただいまから令和元年10月（第3回）埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立しています。なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○渡邊良太議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○渡邊良太議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○渡邊良太議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、5番、田中克美議員、6番、中野昭議員、7番、湯沢美恵議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○渡邊良太議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月9日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

島野議会運営委員長。

○島野和夫議会運営委員長 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る10月9日午前9時30分から、当センターにおきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問、質問通告者は1名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第7号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第10、議案第8号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第11、議会行政視察研修の実施について。

日程第12、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第10、議案第8号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、矢島代表監査委員より決算審査報告がございます。その後、休憩をとりまして、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程は以上であります。

そのほか、令和元年の人事院勧告に基づき期末手当等の改定が予定されています。当組合の職員給与条例は鴻巣市を準用しており、鴻巣市が11月29日に予定されております、12月議会定例会で人事院勧告どおり改正されますと、組合職員の12月期末・勤勉手当は自動的に0.05月分引き上げとなります。

当組合では、特別職及び議員の期末手当の率につきましては、職員と同様の率で推移してまいりました。しかしながら、特別職及び議員の期末手当の率の改正につきましては、構成市町の状況を鑑み、関連する条例改正及び補正予算を11月30日までに告示する必要がございます。

議会運営委員会としては、組合議会開会の時間がないと認められますので、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることにやむなしと決定いたしました。

また、10月29日、30日に予定されております議会行政視察であります。クールビズ期間中ではありますが、ネクタイ着用といたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、冒頭議長から報告のありましたとおり、本日の定例会終了後、大間処分場の現地確認をすることといたしましたので、参加できる方はご参加をお願いいたします。

以上が10月9日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

よろしくお願いいたします。

○渡邊良太議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○渡邊良太議長 日程第4、会期の決定につきましては、島野議会運営委員長の報告のとおり、10月16日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○渡邊良太議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。
宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 おはようございます。議長の命によりまして、諸報告をさせていただきます。

本日ここに、令和元年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

諸報告に入ります前に、台風19号の上陸、あるいは北上に伴い、関東、あるいは東北で多くの犠牲者が出ています。心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、多くの自治体が被災に遭われておりますので、一日も早い復興を願うところでございます。

それでは、諸報告をさせていただきます。本年5月定例会以降の事務の執行状況について申し上げます。

お手元に配付させていただきました、平成31年4月から令和元年9月までの上期の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ1万8,341.97トン、粗大ごみ772.50トン、合計1万9,114.47トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ344.21トンの増、粗大ごみ128.11トンの増、合計では472.32トン、2.53%の増でありました。他団体からは、大里広域市町村圏組合から150.47トン、小川地区衛生組合から416.14トンの可燃ごみを受託処理しております。

なお、大里広域市町村圏組合は令和2年2月、小川地区衛生組合は本年度末までの受託予定となっております。

次に、灰の処理につきましては、2,267.12トン全量をセメント原料として処理委託をしております。また、排ガスのダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラム以下でございますが、1号炉、0.037ナノグラム、2号炉、0.0099ナノグラム、3号炉、0.023ナノグラムとなっております。それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果でございます。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても、現在順調に点検作業を進めております。また、修繕につきましては、本年3月末に焼却炉内にごみを押し出す装置である「供給フィーダ」が破損し、3号炉が運転できない緊急事態が発生しましたので、副管理者、議員各位に報告をさせていただき、修繕を実施しております。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、引き続き鴻巣市とともに、今後の対応について調整してまいります。

また、昨年9月に提訴された損害賠償請求事件につきましては、6月と9月に2回の弁論準備が行われ、6回目の弁論準備が10月28日に予定されております。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○渡邊良太議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○渡邊良太議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

湯沢議員の質問を許可いたします。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 おはようございます。議長からご指名をいただきましたので、一般質問を通告に従って行いたいと思います。

先ほど管理者からもお話がありまして、台風19号によって甚大な被害が襲っている状況にあります。復旧には時間がかかると思いますが、さまざま被災された後のごみにつきましては、この中部環境につきましてもかかわっていく問題かと思っております。今後も注視してまいりたいと思うところでございます。

それでは、始めさせていただきます。この埼玉中部環境保全組合の議員になりまして、私一般質問、これが初めてでございます。この組合の議員に以前よりなっておられた方にとりましては、私が今から行います一般質問につきましては、今さらということもあるかもしれませんが、私にとって基本の部分かなと思う部分なので、どうしてもお聞きしたいということで、一般質問させていただきますので、どうぞご容赦いただきたいと思います。

では、件名1、施設の今後のスケジュールについて、要旨1、施設、整備の維持管理のこれまでの経過と今後の想定はについてでございます。平成24年10月に当組合への新設整備を進めるということではなく、新しい組織でゴミ処理施設をつくり、進めるということを決めておられます。それに向けまして、当組合では修繕計画を立て、実施されてきたかと思っておりますけれども、これまでの経過と今後考えられる想定について、お尋ねをするものでございます。

要旨2、新施設計画変更等による影響はあるかについてでございます。新聞等で管理者であります、吉見町を含みます9市町村で構成されておりました埼玉中部資源循環組合、これは解散の方向で協議しているということがたびたび報道され、その組合のホームページにおきましては、10月15日付で、去る10月5日開催の正副管理者会議において、当組合は構成市町村の議会において関係議案が可決されるなどの諸手続が予定どおり進んだ場合、最短で令和2年3月31日に解散することを一つの案として事務を調整することが確認されましたと掲載をされております。

鴻巣行田北本環境資源組合の新ごみ処理場につきましても、当初の予定よりも1年おくれの稼働となっております。新設の計画変更、それぞれ変更によって当組合への影響があるのかをお尋ねするものでございます。

件名2、大間処分場について。大間処分場につきましては、上尾道路の関係から、今後廃止の手続が必ず必要になってくるものと思われまます。しかし、廃止に向けた基準が設けられたことから、なかなかこの基準を満たすことができず、ストップしたままのお話を聞いています。そもそも大間処分場というのは何なのかという観点からもお聞きしたいと思ひます。

要旨1、今までの経過と現状について。それと要旨2、今後のスケジュールについてをお伺ひいたします。

以上、1回目の質問です。よろしくお願ひいたします。

○渡邊良太議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんのご質問にお答ひ申し上げます。

1点目のご質問、施設の今後のスケジュールについて、(1)の施設、整備の維持管理の今までの経過と今後の想定はについてでございます。

埼玉中部環境センターは、昭和59年4月に稼働、平成10年、11年度にごみ処理施設排ガス高度処理施設整備事業、いわゆるダイオキシン類対策事業を実施し、今日に至っておりますが、当センターは稼働から35年が経過し、施設の老朽化は否めない状況であります。

鴻巣市及び北本市、吉見町がそれぞれ加入する一部事務組合において、新施設建設の計画目標年度が示されたことから、平成26年12月に平成30年度までの当センター主要機器の修繕計画を立案して、平成27年度から実施してまいりました。プログラム装置修繕、ごみクレーンバケット修繕、計装設備修繕などを実施し、平成29年度から今年度までの3カ年にわたり、灰押出装置修繕を1炉ずつ実施してまいりました。

しかしながら、年々計画には予定されていない突発的な修繕が発生し、その都度、修繕計画を見直しながら進めてまいりました。

ごみの処理は一日たりとも休むことはできませんので、今後におきましても適切な維持管理に努めてまいります。

次に、(2)の新施設計画変更等による影響はあるのかについてでございますが、まず鴻巣行田北本環境資源組合が令和6年12月の稼働予定と伺っております。

しかしながら、吉見町におかれましては、現在方向性が示されておりませんので、今後の情勢を見据えながら、当センターの維持管理に努めなければならないと考えております。

当センターは、構成市町それぞれの新たなごみ処理施設が完成し、稼働するまでの間、ごみ処理

を続けていく使命を担っていると認識しております。

次に、2点目のご質問、大間処分場について、(1)の今までの経過と現状についてでございます。

まず、今までの経過につきましては、第2期大間処分場は、当センターから排出される焼却灰を平成6年10月から平成10年3月まで7,352.73トンを埋め立て処分しておりました。

埋め立て終了後、処分場の廃止手続を進めておりましたところ、平成10年6月に最終処分場に関する大変厳しい廃止基準が設けられ、第2期大間処分場が廃止できない状況となりました。

平成19年度までは雨水による自然浄化に頼っておりましたが、廃止基準を満たすのは非常に厳しい状況でありました。

問題視されたのは、浸出水の浄化でありましたので、平成20年7月に水浄化システムであるフロートバイオシステムを導入し、平成22年からは、浸出水の水素イオン濃度、pHを下げるため、希硫酸を投入し、浸出水の中和を図り、最終処分場の廃止に向け、努力をしているところであります。

次に、現状についてですが、フロートバイオシステム導入以前の浸出水が、廃止基準を超えていたのは生物化学的酸素要求量、BODとpHでありました。

BODにつきましては、設置稼働後1年以内には基準値60ppm以下となり、現在においても基準値以下を推移しております。

pHにつきましては、基準値5.8から8.6に対し、12以上だったのが11台まで下がりましたが、現在でも11台と変化はなく、依然高い状況であります。

次に、(2)の今後のスケジュールにつきましては、去る8月6日に国土交通省大宮国道事務所の計画課職員3名とコンサルの方が来られ、現在の上尾道路の現状についてお話がありました。終点の箕田から用地買収を進めているとのことで、現在鴻巣西中学まで幅くいが進んでいるとのことであります。

今後、南に進めると大間処分場があり、その対応について考える必要があるということで、まず大間処分場の現状を調査したいとのことでありましたので、これまでの経過と現状についてのお話をさせていただきました。

大宮国道事務所としては、とりあえず大間処分場の第1期、第2期の浸出水及び地下水の水質データなどの解析をする必要があるということで、これらの資料を提供いたしております。

いずれにいたしましても、鴻巣市とともに今後の対応について、上尾道路整備スケジュールに合わせ、大宮国道事務所と協議をしていくこととなりますので、進捗がございましたら、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○渡邊良太議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 それでは2回目、質問をさせていただきたいと思っております。

件名1の施設の今後のスケジュールについての要旨1、施設、整備の維持管理の今までの経過と今後の想定についての2回目でございますが、今日の管理者の報告の中にもありましたように、供給フィーダが破損し、緊急事態が発生したというような発言もありました。そうはいつでも修繕計画を立案して進めてこられているということですが、こういった突発的な修繕、これが発生しているということです。その都度見直されているということですが、新しいごみ処理施設の稼働については、計画段階の現在でも予定がおくれるということが起こっていることから、必ず計画どおりにいくとは言えません。いずれ新施設へ移行するということでもありますから、できれば大きな予算を使つての修繕はなるべく避けたいというところでもあります。しかし、当組合では、完成するまでの間、ごみ処理を続けていただく場合、今後劣化が進み、こういった部分の修理、あるいは改修が大きな費用が発生する問題になると想定されるのか、それは何なのかについてお聞きをしたいと思います。

件名2の大間処分場については、平成20年にフロートバイオシステムというのを導入して、BODについては下がってはいるものの、pHについて下げるための努力についてはされていますけれども、現在も基準値よりも高いというままでのようでございます。この大間処分場への経費というのは年間幾らかかっているのかについて、2回目お聞きしたいと思います。

○渡邊良太議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

事務局長。

○成井治久事務局長 再質問にお答え申し上げます。

1点目の今後大きな費用負担が想定される修繕についてでございます。先ほども申し上げましたが、新施設の計画目標年度に合わせた主要機器の修繕を実施してまいりましたが、想定外の突発的な修繕が毎年発生している状況ではあります。

今後、一番懸念される修繕といたしましては、議案第7号の補正予算でもお願いさせていただきますが、ボイラー修繕が懸念されます。毎年実施している焼却炉等定期点検整備では、ボイラー水管の肉厚について超音波で測定を行っております。ボイラー水管は、昭和59年に設置された状態ですが、平成11年に一部の交換をしておりますので、平成11年から比較しても肉厚の減少は確認されております。

点検整備を行っている三菱マテリアルからは、想定ではあるが、今後7年ぐらいは使用できるのではないかとのことでありますが、9月26日に1号炉の水管から水漏れが発生しておりますので、決して油断はできない状況でございます。

また、修繕費用につきましては、今回は部分修繕で対応できますが、全体修繕となりますと、あくまでも概算ではありますが、1炉当たり5億円以上はかかるのではないかとでございます。

次に、2点目の再質問、大間処分場に係る整備についてでございます。環境省の一般廃棄物の最

終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令、この廃止基準における保留水等の水質改善を図る目的としたフロートバイオシステムの維持管理を毎月実施しております大間処分場水処理施設維持管理委託料345万6,000円、また大間処分場の水質、発生ガス及び埋立地温度などの調査を毎月実施しております環境調査業務委託料156万1,976円、次に大間処分場の土地は9名の地主からお借りしており、面積は4,539平方メートル、1平方メートル当たり600円で契約しております大間処分場土地借上料272万3,400円、次に大間処分場の搬入道路に鉄板27枚を敷いてありますが、リース契約をしております大間処分場鉄板借上料31万8,600円、次に地主への補償料として1平方メートル当たり165円で契約しております大間処分場作物補償料79万8,765円、最後にフロートバイオシステムを稼働させる電気代など51万2,152円であります。以上が、大間処分場に係る経費でございますので、平成30年度の総額につきましては937万893円となっております。

以上でございます。

○渡邊良太議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 それでは、3回目をしたいと思います。

件名1の施設の今後のスケジュールにつきましては、一番懸念されているのが、ボイラーについてということで、今回1号炉については水漏れで修繕が行われたということで、一応7年間は使用できるというようなことが示されているようですけれども、一応概算とはいえ5億円かかるということで、3炉とも修繕となりますと15億円、このような多額の金額を使って修繕する必要性が今後生じないように注視しながら進めていただきたいと思いますので、その点につきましては、要望をさせていただきたいと思います。

件名2の大間処分場について、3回目お聞きしたいと思います。この大間処分場については、今さまざまなものにお金をかけ、トータルとしましては938万円近い金額を使っているにもかかわらず、残念ながらpHが下がっていかないということがわかりました。今後違った手だてというのものを考えていくことが必要になるのかなということで、これは注視しなくてはいけないということは私自身もわかりました。

最終処分場の廃止に関しましては、平成10年7月16日に環境省より一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項についてという通知が来ていたと思います。廃止に係る基準、さまざまあるようです。一応私もホームページ等を出してみたのですが、水だけにかかわらず、ガスとかについても今後必要になるようなことが明らかとなっております。かなりハードルの高いものであるということがわかりました。しかし、そうした基準、何らかの努力によって、きちんとクリアができれば、すぐに処分場については廃止ができるというふうに理解してよろしいのでしょうか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○渡邊良太議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 再々質問にお答え申し上げます。

pHが下がれば最終処分場の廃止ができるのかについてでございます。まず、平成10年以降、埼玉県内では廃止の事例はなく、23カ所の最終処分場が廃止できない状況であります。厚生省の最終処分場における廃止基準項目は11項目ございますが、廃止に重要視されているのが水質と発生ガスの項目でございます。鴻巣行田北本環境資源組合の小針クリーンセンターにある最終処分場は、当組合で課題となっている水質全ての項目において基準値以下になっているとのことであります。

発生ガスの基準は、埋立地からガスの発生がほとんど認められないことということですが、ガスについても発生がほとんどない状況であるのに、国がガスの排出基準を数値で示していないことで、埼玉県としては廃止の許可を出せないとのことであります。したがって、大間第2期最終処分場のpHが基準値まで下がったとしても、ガスの基準値が示されていないことから、廃止は認めていただけないものと思われまます。

以上でございます。

○渡邊良太議長 以上で湯沢議員の質問は終了いたします。

通告がありました一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

ここで、矢島代表監査委員の入場をお願いいたします。

休憩 午前 9時33分

〔監査委員入場〕

再開 午前 9時34分

○渡邊良太議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○渡邊良太議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。工業標準化法の一部改正に伴い、字句の訂正をいたしたいとするものです。

次に、議案第7号 埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,855万9,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、基金利子111万8,000円及び繰越金1,898万2,000円の増額であります。歳出につきましては、総務費、一般管理費42万3,000円の減額、財政調整基金費819万4,000円の増額、施設整備基金費111万9,000円の増額、衛生費、塵芥処理費1,121万円の増額であります。

次に、議案第8号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は7億9,156万8,109円で、予算現額に対し878万8,109円の増であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金4億9,610万3,000円、使用料及び手数料1億5,565万180円、諸収入1億188万6,258円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額7億6,758万5,209円、執行率98.06%であります。歳出の主なものは、総務費6,340万5,441円、衛生費6億9,827万2,365円であります。

以上、決算の概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

議案第6号から議案第8号については、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせます。

以上、3議案について、慎重審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、議案説明といたします。

○**渡邊良太議長** 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第8号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算審査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

矢島代表監査委員。

○**矢島義幸代表監査委員** 皆様、おはようございます。監査委員を仰せつかっております、矢島でございます。

ただいま議長さんからご指名がありましたので、平成30年度の決算審査についてご報告申し上げます。

地方自治法の定めるところによりまして、去る8月20日、当組合の管理者から付されました、平成30年度当組合の一般会計歳入歳出決算につきまして、当組合の議員さんから選出されております金澤監査委員さんとともに、当組合の会議室において審査をさせていただきました。

なお、その決算審査とは別に、各月々の会計監査につきましては、年間を通じまして、随時監査をさせていただいているところでございます。

現金出納等の諸帳簿、関係書類等を照会いたしました結果、決算書等の計算数値には誤りはなく、決算書及び附属書類は適正に作成され、その内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上でございます。

○**渡邊良太議長** ありがとうございます。

ここで、暫時休憩いたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時40分

〔監査委員退場〕

再開 午前10時25分

○渡邊良太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第8、議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第6号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

令和元年4月1日より工業標準化法が一部改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、字句の訂正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか、

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第9、議案第7号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第7号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,855万9,000円とするものであります。

詳細につきまして申し上げますので、2枚めくっていただき、5ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、3款財産収入、1節利子及び配当金111万8,000円の増額につきましては、昨年10月末に施設整備基金の預入先を埼玉りそな銀行から埼玉中央農業協同組合西吉見支店のJAバンクに変更いたしました。10月末に預金利子が確定いたしますので、増額をするものであります。参考までに利率を申し上げますと、埼玉りそな銀行は0.002%でありましたが、JAバンクは0.08%であり、40倍となっております。

5款繰越金、1節繰越金1,898万2,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定に伴い繰り越しするものであります。

次に、歳出ですが、6ページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費42万3,000円の減額の主なものは、本年4月1日付の人事異動で前総務課係長の派遣が解かれ、新たに吉見町役場から職員1名の派遣がございましたので、総務課係長として受け入れた人件費関係でございます。

内訳につきましては、2節給料34万2,000円の増額。3節職員手当等58万5,000円の減額、内訳ですが、扶養手当31万8,000円の減額、地域手当2,000円を増額、住居手当4万8,000円の減額、期末手当1万1,000円を増額、勤勉手当8,000円を増額、児童手当24万円の減額、4節共済費21万3,000円の減額は、市町村職員共済組合負担金であります。14節使用料及び賃借料3万3,000円の増額につきましては、AEDリース料5カ月分であります。これまで当センターにはAEDが設置されておりましたが、AEDを新規に設置いたしたいとするものであります。

2目財政調整基金費、25節積立金819万4,000円の増額につきましては、財政調整基金に積み立てたいとするものであります。財政調整基金の状況につきまして、現基金残高は1億1,391万6,011円となっておりますが、この819万4,000円を補正しますと1億2,211万11円となる見込みであります。しかしながら、当初予算の財政調整基金からの繰り入れ予定額7,510万6,000円、これは現段階では繰り入れしておりませんが、全額取り崩した場合の基金残高となりますと、4,700万4,011円となる見込みであります。

3目施設整備基金費、25節積立金111万9,000円の増額につきましては、10月末に発生する積立金利子を施設整備基金に積み立てたいとするものであります。補正後の基金残高は14億6万1,865円となる見込みであります。

3款衛生費、2目塵芥処理費、11節需用費1,121万円の増額につきましては、3号炉フィーダ修繕361万円、本年4月1日付で改選前の議員さんには文書でご報告させていただきましたが、3月末に3号焼却炉内にごみを押し出す装置である供給フィーダが破損し、3号炉の運転ができない緊急事態となっておりましたので、当初予算に計上してある修繕料で一時対応をさせていただいたものであります。次に、1号ボイラー水管修繕760万円につきましては、9月26日に1号ボイラーの水管から水漏れが発生し、早急に修繕を行わないと有効期限の11月までにボイラー性能検査が受けられない緊急事態となりました。仮に性能検査が受けられない場合ですが、労働基準監督署に1度ボイラーの休止届を提出しなければなりません。そして、修繕完了後、労働基準監督署に使用再開検査申請の手続きを行い、早くも2週間後の性能検査に合格し、運転が可能となりますが、これらの工程には時間がかかりますことから、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか、

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第10、議案第8号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 何点か質疑させていただきたいと思います。

まず、10、11ページにおけます、財産収入の中の利子及び配当金につきまして、先ほど補正予算の中で埼玉りそなからJAのほうに借りかえをしたということで、利息がかなりパーセントが上がっていると思うのですが、そこら辺借りかえをした理由についてお伺いしたいと思います。

同じページの……

〔「貸しかえ」と言う人あり〕

○7番 湯沢美恵議員 貸しかえ、ごめんなさい。失礼しました。貸しかえをしたことについてお伺いしたいと思います。

続いて、同じページの受託事業収入の中の衛生費受託事業収入につきまして、3つの組合というか、地域から、それぞれ受け入れをしていると思うのですが、この受け入れというのは、それぞれ変更があるのかということについてと、それぞれの組合、あるいは町につきまして、受け入れします量について単価が違うように思われるのですが、そこらあたりについて教えていただきたいと思います。

それと、雑入につきまして、有価物売却収入というところで、鉄等の売却というふうにお聞きしました。どういったものがあるのか、もう少し詳しく教えていただきたいのと、単価がそれぞれあるのであれば、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、14、15ページのところの19節負担金、補助及び交付金の中で、荒川荘利用負担金につきまして、先ほど説明いただいた中では、芝沼、小見野の利用負担金470名分というふうにお伺いしました。芝沼、小見野というのは、川島町になるのですけれども、どういった理由で、この負担をするのか、このあたりをお聞かせいただきたいと思います。

それと、16、17ページの衛生費の中の清掃総務費、19節負担金、補助及び交付金の中の東第二土地改良区補助金50万円、それとセンター運営協議会補助金50万円ということで、この東第二土地改良区、あるいはセンター運営協議会、それぞれ何なのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、同じページの11節需用費の中の燃料費につきまして、先ほど灯油という説明がありましたけれども、この仕入れの方法についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○渡邊良太議長 事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんのご質問、7点でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○成井治久事務局長 それでは、お答え申し上げます。

1点目の歳入の11ページの財産収入の施設整備基金の貸しかえの理由のご質問ということですが、こちらにつきましては、昨年の議会で議員さんのほうから、やはり金利というか、有利な方法を考えたらどうだというご質問がございまして、その後、会計管理者とご相談させていただき、現在のJAバンクが一番金利がいいということで、変更したものでございます。

2点目のごみ処理受託事業収入の受け入れ単価のご質問ですが、まず埼玉県内の63市町村及び22一部事務組合の85団体が加盟しています、埼玉県清掃行政研究協議会がございまして、他団体からの受託事業につきましては、本協議会のごみ処理施設県内協力体制実施要綱第5条の規定に基づき施設の修繕等により処理ができない事態の場合に応援協力を行うもので、ご質問のごみ処理費用につきましては、大里広域市町村圏組合が処理費、トン当たりですが、1万8,000円、ごみは家庭系ごみで3,781.84トン、次に小川地区衛生組合は家庭系ごみ、トン当たり2万円、事業系ごみを受けておりましたので、トン当たり2万2,000円、受け入れ内訳ですが、家庭系ごみが726.47トン、事業系ごみは406.1トン、合計1,132.57トンであります。川島町は家庭系ごみ、トン当たり2万円、事業系ごみを受けておりましたので、事業系ごみ、トン当たり2万2,000円、受け入れ内訳は家庭系ごみ220.47トン、事業系ごみ70.84トン、合計291.32トンであります。処理費の違いにつきましては、それぞれの団体で定めております事業系手数料と当組合の事業系手数料を照らし合わせまして、高いほうの単価で契約をさせていただいております。

次に、3点目の有価物売却収入の単価のご質問ですが、有価物売却収入は、主に粗大ごみを破碎処理した後に取り除かれたシュレッダー鉄が約4割を占めております。また、破碎処理前に手作業でピックアップした有価物として、長物鉄、スプリング、ステンレス、アルミ、コード線、小型家

電、段ボールなどがあります。有価物の売却単価をトン当たりで申し上げます。シュレッダー鉄1万5,500円、長物鉄が1万7,500円、スプリングが1万4,500円、ステンレス及びアルミが7万円、コード線は8万円、小型家電は1,000円、段ボールが3,000円となっております。また、粗大ごみとして持ち込まれた羽毛布団がリサイクルできるということで、こちらも売却しております。ダウン割合50%以上のものが厚物といいまして、こちらが1枚160円、薄いものが1枚20円をお願いしております。

なお、有価物の契約につきましては、相場の変動等がありますので、現在上期と下期の契約としております。

次に、4点目の歳出の15ページの19節負担金、補助及び交付金の荒川荘利用負担金のご質問ですが、吉見町老人福祉センター設置及び管理条例の規定により、芝沼地区及び小見野地区の行政区に住所を有する60歳以上の人の利用料は免除する、このことについて荒川荘が免除した金額を当組合に請求する旨の協定書を昭和58年3月4日に取り交わしておりますので、1人1日の利用料500円を年度末の実績によりお支払いをしているものであります。

次に、5点目の17ページの19節負担金、補助及び交付金の東第二土地改良区補助金とセンター運営協議会補助金についてのご質問ですが、初めに東第二土地改良区補助金につきましては、この地域は土手に囲まれている水害の地域であることから、水害から守る機場を整備して運営していく費用を補助しているものであります。この運営費用を補助する請願が地元住民代表ほか342名から出され、平成元年2月、組合定例議会に吉見町の議員さんが紹介議員として議会に請願書を提出されました。これが採択され、平成元年度から20万円、平成7年度から50万円補助金を支出しております。また、吉見町及び川島町からも合わせて約180万円の補助金が支払われております。東第二排水機場が設置されるまでは、台風の際に当センターの周辺全てが冠水し、車では通れない状況もございました。12日の台風19号でも東第二排水機場のポンプが運転されたことにより、大きな被害は発生していないものと思われませんが、当センター搬入路の一部が冠水し、通行どめとなりました。朝もわらを片づけている作業がされておりましたが、わらの漂流物が残っている部分が冠水したところでございました。

次に、6点目のセンター運営協議会補助金についてのご質問ですが、センター運営協議会の委員には、吉見町副町長、組合議会議長、地元議員2名、飯島新田、江和井、芝沼の3地区の区長及び対策協議会代表の各3名、東第二土地改良区の理事長1名、構成市町担当課長3名、組合職員3名の17名にて組織しており、主に当センター運営に関して協議、検討を行っているものです。任期は2年で、定例会及び先進地視察研修を実施しており、平成17年には鳥インフルエンザが発生した際に急遽会議を開催し、受け入れる承諾を得て処理を行った経緯もあります。平成30年度の補助金は50万円でしたが、繰越金があることから、本年度から40万円とさせていただいております。

7点目の11節需用費の燃料費の灯油についてのご質問ですが、まずこの灯油の購入は1回6,000リ

ットル購入いたします。吉見町で灯油が買える業者3業者おりますが、こちらに見積もりをとり、一番安価なところに購入をお願いしております。大体年間4回ぐらい購入をしております。

以上でございます。

○渡邊良太議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 それでは、1点だけ。今の燃料費の灯油につきましては、6,000トンを大体1回、年4回、吉見町の3業者から見積もりをとって、一番安いところにとということですが、それは見積もりをとるということは、入札という形式をきちんととってということではなくて、それぞれにお願いして出させた形をとるという形で、あとは他市からの受け入れとかについては全く考えていないということになるのでしょうか。

○渡邊良太議長 事務局長。

○成井治久事務局長 現在は、入札ではなく、一般的な見積もり合わせ、これはこちらから3つのスタンドに依頼をし、いついつまでに見積もりを提出してくださいということで、大体の業者がファクスで見積もりを流していただきます。それが来た時点で3者の比較をして、そのとき一番安価な業者をお願いするというので、今は行っております。

他市からということですが、基本的には3者以上ということも言われていますので、現在は吉見町の3者をお願いしているということでございます。

以上でございます。

○7番 湯沢美恵議員 いいです。

○渡邊良太議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか、

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり認定されました。

◎議会行政視察研修の実施について

○渡邊良太議長 日程第11、議会行政視察研修の実施についてを議題といたします。

視察内容について、課長より説明をお願いいたします。

大野課長。

○大野 猛総務課長 それでは、議会行政視察研修案についてご説明申し上げます。

お配りしてございます、こちらの議会行政視察研修（案）をごらんいただきたいと存じます。

資料1ページをごらんください。まず、期日ですが、令和元年10月29日火曜日、30日水曜日を予定しております。

次に、視察先でございますけれども、29日は当センターの焼却灰、ばいじんを処理していただいております、熊谷市の太平洋セメント株式会社熊谷工場であります。30日は、新潟市の新田清掃センターを視察予定であります。

次に、参加者でございますが、組合議会議員13名、正副管理者、事務局2名の18名を予定しております。

視察目的は、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることであります。

集合は、中部環境センター、午前8時30分とし、貸し切りバスを使用します。

行程等詳細につきましては、省略させていただきたいと存じます。

次に、3ページ、視察先の概要であります。初日に視察予定の太平洋セメント株式会社熊谷工場は、高度な環境技術により、循環型社会の構築と地球環境の保全に取り組んでいます。セメント製造工程は、高温、焼成という特性を持つため、安全かつ大量に廃棄物をリサイクルできます。熊谷工場では、この特性を活用して焼却灰等の廃棄物をリサイクルするとともに、セメント製造で培った技術をさらに発展させて、さまざまな廃棄物処理サービスを提供しております。

次に、2日目に視察を予定している新潟市の新田清掃センターですが、処理方式はストーカ炉、処理能力は330トン、110トンの炉が3炉、灰溶融炉を併設しており、竣工は平成24年3月であります。旧焼却施設は、昭和61年から約25年間稼働しましたが、老朽化により平成23年度に運転を停止し、平成25年度から解体工事を行い、平成27年3月に完了しております。

なお、新焼却施設は平成24年度から稼働しております。

また、初日の夕食ですが、意見交換会を兼ねまして、新潟市内のすし割烹料理店を予定させていただいております。大変恐縮でございますが、その負担金といたしまして、5,000円の自己負担をお願いできればと考えております。よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○渡邊良太議長 ただいま課長より視察内容について説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様全員のご参加をよろしくお願い申し上げます。

◎閉会中の継続審査の件

○渡邊良太議長 日程第12、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

島野議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続審査としたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。島野議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○渡邊良太議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重なるご審議をいただき、原案のとおり可決、ご決定をいただき、まことにありがとうございました。

埼玉中部環境センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただき、順調に運転をさせていただいているところでございます。ごみの処理は一日たりとも休むことができませんので、今後におきましても、住民生活に支障を来すことのないよう、安全、安心な施設として維持管理に努めてま

います。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、閉会に当たって御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○渡邊良太議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年10月16日

議 長 渡 邊 良 太

署 名 議 員 田 中 克 美

署 名 議 員 中 野 昭

署 名 議 員 湯 沢 美 恵